別紙一3

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和 7年 3月11日 浜松河川国道事務所長 白井 宏明

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局浜松河川国道事務所の令和7年度新豊根ダム放流制御設備改 良工事に関する公示である。

対象となる放流制御設備改良工事は、新豊根ダムにおける放流制御設備(通称:ダムコン)について、各設備に搭載されているOS(オペレーティングシステム)のバージョンアップを行い、ダムコンのソフトウェアの移植作業及び動作確認を求めるものである。

よって、本放流制御設備改良工事は、過年度の放流制御設備改良工事受注者を契約の 相手方とする契約手続きを行う予定者(特定予定者)としているが、特定予定者以外の 者で以下の応募要件を満たし、本放流制御設備改良工事の契約を希望する者の有無を確 認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者(以下、「応募認定者」という。)がいる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和7年度 新豊根ダム放流制御設備改良工事
- (2) 施工範囲 浜松河川国道事務所管内 なお、施工範囲は別図を参照のこと。
- (3) 作業内容 浜松河川国道事務所新豊根ダム管理支所管内の放流制御設備改良工事 を行うこと。

放流制御設備改良工 1式

なお、詳細は別添資料「工事説明書」参照のこと。

(4) 工 期 契約締結の翌日から令和 8年 2月27日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

- (1) 基本的要件
 - ①予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ②令和7・8年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和7年1月15日ま

でに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度の通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)

- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号) に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)が発注した工事のうち、令和2年4月 1日から令和6年3月31日までの4年間に完成・引き渡された工事の実績がある 場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。 なお、当該工種とは、22工種の各工種区分をいう。
- ⑥ 「本工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者 を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連があ る者でないこと。

浜松河川国道事務所に係る以下の業務

- ・ 令和 5 年度 浜松河川資料作成業務 (PS・日本振興設計共同体)
- ・令和6年度 浜松河川積算技術業務 (PS・キュウメートル設計共同体)
- ・令和6年度 浜松河川技術審査業務 (一般社団法人パブリックサービス)
- ・令和6年度 浜松河川国道河川技術資料作成業務 (株式会社フジヤマ)

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定 する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規 定する親会社等をいう。以下同じ。) の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する 役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ)が、他方の会社等の役員を 現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii)会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv)会社法第 348 条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第 575 条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - 4)組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は 会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財 人」という。) を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。 その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ る場合
- ⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。 また、経常建設共同企業体として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
 - ・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。

中部地方整備局管内

- ⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑩会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 実績に関する要件

①平成 21 年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合に限る(乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない))。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成 21 年度以降に元請けとして以下に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。 (工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。)

同種工事:ダム放流制御設備の新設又は更新又は改良工事の施工実績

(3) 配置予定技術者について

- ①次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者(以下「技術者」という。) を当該工事に配置できること。
 - 1) 1級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ・技術士(電気電子部門、建設部門、又は総合技術監理部門(選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る。)) の資格を有する者
 - ・以降に記載する(イ)に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事 (本工事同様の工事種別のみ考慮する)を直接請負、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関し2 年以上指導監督的な実務の経験を有する 者(指定建設業7業種以外の22 業種の場合)
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者(建設業法第15条第2号ハ該当「建設省告示第128号(平成元年1月30日)最終改正:平成12年12月12日建設省告示第2345号」を参照)
 - ・1 級電気通信工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者(合格通知から6ヵ月以内に限る。)
 - 2) 主任技術者を配置する場合は、1) に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
 - ・2 級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者
 - ・電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた後、建設業に係る建設工事(電 気通信工事)に関し5年以上の実務経験を有する者
 - ・工事担任者資格者証の交付を受けた後、建設業に係る建設工事(電気通信工事)に関し3年以上の実務経験を有する者(以下のいずれかの者に限る。)

a.令和3年4月1日以降に、資格試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者で、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の資格者証の交付を受けた者

b.令和3年4月1日以降に、資格試験に合格した者、養成課程を修了した者及 び総務大臣の認定を受けた者で、総合通信の資格者証の交付を受けた者

- ・登録電気工事基幹技能者講習を修了した者(実務経験を有する建設業の種類に「電気通信工事業」を含むこと(「国土交通省告示第435号(平成30年3月15日)」を参照))
- ・建設業に係る建設工事(電気通信工事)について、電気工学、電気通信工学 に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。
- a.高等学校(旧中学校令による実業学校を含む)、専修学校専門課程 5年以上
- b.高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む)、専門士 3年以上 c.大学(旧大学令による大学を含む)、高度専門士 3年以上
- ・建設業に係る建設工事(電気通信工事)に関し10年以上実務の経験を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 (「建設業法施行規則第7条の三」及び「国土交通省告示第1424号(平成17年12月16日)最終改正:平成28年5月17日国土交通省告示第746号」を参照)
- ・2 級電気通信工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者(合格通知から6ヵ月以内に限る。)
- ②同一の者が上記(2)に掲げる工事(平成21年度以降の実績でなくても良い)の 経験を有する者であること(品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験 は除く。)(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上に限る(乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。)。)。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。(工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。)

経常建設共同企業体にあっては、一人で(3)① 1)の基準を満たし、上記(2)に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで1名、配置できること。残りの構成員においては上記の(3)① 1)の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記(3)① 1)の基準を満たし、上記(2)の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上)があること。 なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度(再雇用制度、勤務延長制度)の 適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなす。

- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、 配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で あること。
- ⑤ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者 (以下、「特例監理技術者」という。)の配置は認めない。
- (4) 技術力に関する要件
 - ① 当該設備の運用・障害状況などにより、ダムの放流制御設備操作に支障をきたす恐れがある場合には、夜間及び土日祝祭日でも設備のアフターサポートを求めるため、必要とする人員の確保ができる体制を構築できるもの。

4. 手続等

- (1) 担当部局
 - ①契約関係

〒430-0811 静岡県浜松市中区名塚町266

浜松河川国道事務所 経理課

電 話:053-466-0112、メールアドレス cbr-keihamam@mlit.go.jp

②技術関係

〒430-0811 静岡県浜松市中区名塚町266 浜松河川国道事務所 防災課

電 話:053-466-0129、メールアドレス cbr-s854475@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間:令和 7年 3月11日(火)から令和 7年 3月21日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで)

交付場所:上記(1) ②に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限:令和 7年 3月21日(金) 12時00分

提出場所:上記(1) ②に同じ。電子メール等(着信確認を行うこと)で送付すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限:令和 7年 3月17日(月) 16時00分

提出場所:上記(1)②に同じ。電子メール等(着信確認を行うこと)で送付すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回答日:令和 7年 3月18日(火)、19日(水)の2日間 回答方法:上記(1)②において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日:令和 7年 3月24日(月)

実施場所:上記(1) ②に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日:令和 7年 3月26日(水)

通知方法:電子メールによる。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。
- (3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

